平成２２年（フ）第１５６０号
横浜市保土ケ谷区仏向町476番地　ハイム山本102号
債務者　齋藤　　純
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６号
相模原市南区新戸2357番地１
債務者　岩下　美香
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２４号
相模原市中央区千代田３丁目１番８号　須貝ハウス101
債務者　坂下　利久
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２５号
相模原市中央区富士見５丁目16番１号　コーポレート富士見306
債務者　関　　喜美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４０号
神奈川県座間市広野台１丁目30番17―303号　エクレール相武台
債務者　入船　陽介
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２６０号
相模原市南区東林間１丁目23番６号　グリーンヴィラ102
債務者　横手　房子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２６６号
相模原市緑区大島2475番地４
債務者　仲眞　順栄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１５１４号
東京都町田市高ケ坂1346番地１シティハイムヤグチ102
債務者　金子　麻恵
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４６号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート６棟104号
債務者　藤中　正智
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４７号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート６棟104号
債務者　藤中みや子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４８号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート６棟104号
債務者　藤中紀久子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７５３号
東京都町田市南大谷461番地５第１光ハイツ12号
債務者　金居　博史
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
和歌山県新宮市緑ケ丘１―１―40貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内、現居所和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3599番地
債務者　西角　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第３４０号
岡山市東区益野町16番地11、前住所岡山市東区益野町232番地16
債務者　中野　儀彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部